

○藤岡市ふるさとの木でつくる木造建築支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における林業及び木材産業の発展並びに転入者の定住の促進を図るため、地域材を使用した住宅又は非住宅(以下「住宅等」という。)を新築し、又は増改築する者に対し、予算の範囲内で藤岡市ふるさとの木でつくる木造建築支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、藤岡市補助金等に関する規則(昭和42年規則第2号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地域材 ぐんま優良木材(合法的な手続を経て伐採された群馬県内産の素材丸太を原材料として生産される製材品であって、ぐんま優良木材品質認証センターが定めるぐんま優良木材製品品質規格基準に適合するものをいう。)であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市内で伐採された木材

イ 市内のぐんま優良木材認証工場で製材又は加工された木材

(2) 転入者 継続して居住する意思をもって、本市に転入し1年を経過していない者又は本市に転入しようとする者をいう。ただし、転入の日以前3年間に於いて本市の住民基本台帳に登録されていた者を除く。

(3) 住宅 居住の用に供する一戸建て住宅(店舗併用住宅を含む。)をいう。

(4) 非住宅 主に居住以外の用途に供する店舗、事務所等の建築物のうち、公用又は公共の用に供するものを除くものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、2人以上の共有名義の住宅等にあつては、共有者の代表者とする。

(1) 別表第1に掲げる要件を満たす住宅等を市内に新築する者又は別表第1の2に掲げる要件を満たす市内の住宅等を増改築する者であること。

(2) 次のいずれにも該当する者でないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

エ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員を利用するなどしている者

カ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金を提供し、便宜を供与するなど直接的かつ積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

ク 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、地域材の使用材積量(1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に1立方メートル当たり3万円を乗じて得た額とし、住宅を新築し、又は増改築する場合は45万円、非住宅を新築し、又は増改築する場合は60万円を上限とする。

2 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が転入者であり、次条の規定による申請の日から5年以上本市に居住する意思を有し、かつ、住宅を新築し、又は増改築する場合は、前項に規定する補助金の額に10万円を加算して得た額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 申請者は、ふるさとの木でつくる木造建築支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表第2に掲げる書類を添付して、住宅等を新築する場合にあっては原則として当該住宅等が上棟する日の14日前までに、住宅等を増改築する場合にあっては当該住宅等の工事を開始する日の10日前までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、ふるさとの木でつくる木造建築支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)

は、同条の規定による申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、ふるさとの木でつくる木造建築支援事業補助金交付決定変更(中止)申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、ふるさとの木でつくる木造建築支援事業補助金交付決定変更(中止)通知書(様式第4号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、住宅等を新築する場合においては上棟検査が完了したとき又は転入の手続が完了したとき、住宅等を増改築する場合においては建築検査が完了したときは、ふるさとの木でつくる木造建築支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に別表第3に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第9条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、当該報告の内容を審査した結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、交付決定者に交付するものとする。

(補助金交付の取消し等)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、第3号については、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(3) 第4条第2項の規定による加算金(以下「転入者加算金」という。)を申請した場合にあっては、第5条の規定による申請の日から5年未満に本市から転出したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、ふるさとの木でつくる木造建築支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、ふるさとの木でつくる木造建築支援事業補助金返還命令書(様式第7号)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) この要綱に違反したとき 交付した補助金の全額
 - (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき 交付した補助金の全額
 - (3) 第5条の規定による申請の日から3年未満に本市から転出したとき 交付した転入者加算金の全額
 - (4) 第5条の規定による申請の日から3年以上5年未満に本市から転出したとき 交付した転入者加算金の半額
- (書類等の保存)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る帳簿、書類等を事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。

別表第1(第3条関係)

住宅等の規模	住宅の場合にあつては、延床面積(建築基準法(昭和25年法律第201号)上の「延べ面積(住宅の部分)」をいい、非住宅部分の面積は含まない。)が80平方メートル以上280平方メートル以下の一戸建て住宅であること(店舗付き住宅等の併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が非住宅部分の床面積以上であること。)。ただし、非住宅にあつては、この限りでない。
地域材の使用材積量	地域材を8立方メートル以上使用していること。
地域材の使用用途	構造材、化粧材、造作家具、内外装材等に使用すること。
施工業者	工事を施工する者が、建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1の上欄の建築一式工事の許可を受けていること。ただし、補助に係る住宅等の延床面積が150平方メートルに満たない場合であつて、工事を施工する者が専ら建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第1条の2に定める軽微な建設工事のみ請け負うことを営業としているため建設業の許可を要しない場合については、この限りでない。

	<p>なお、住宅を新築する場合において、工事を施工する者が建設業の許可を有していないときは、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号。以下「住宅瑕疵担保履行法」という。)に定める住宅瑕疵担保責任の資力確保のための住宅瑕疵担保責任保険と同等な保険に加入していること。</p>
施工	<p>補助金の交付決定を受けた年度の末までに上棟する住宅等であること。</p>

別表第1の2(第3条関係)

住宅等の規模	<p>住宅の場合にあつては、一戸建て住宅であること(店舗付き住宅等の併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が非住宅部分の床面積以上であること。)。ただし、非住宅にあつては、この限りでない。</p>
地域材の使用材積量	<p>地域材を1立方メートル以上使用していること。</p>
地域材の使用用途	<p>構造材、化粧材、造作家具、内外装材等に使用すること。</p>
施工業者	<p>工事を施工する者が、建設業法別表第1の上欄の建築一式工事の許可を受けていること。ただし、補助に係る住宅等の延床面積が150平方メートルに満たない場合であつて、工事を施工する者が専ら建設業法施行令第1条の2に定める軽微な建設工事のみ請け負うことを営業としているため建設業の許可を要しない場合については、この限りでない。</p> <p>なお、住宅を増改築する場合において、工事を施工する者が建設業の許可を有していないときは、住宅瑕疵担保履行法第19条第2号の規定による保険と同等な保険に加入していること。</p>
施工	<p>補助金の交付決定を受けた年度の末までに工事を完了する住宅等であること。</p>

別表第2(第5条関係)

現地案内図
各階平面図(ただし、増改築する場合にあつては、地域材の使用箇所がわかるよう色塗りした平面詳細図、立面図その他の資料)
建築確認済証の写し又は建築工事届の写し
請負契約書の写し又は売買契約書の写し

施工業者の建築業許可書等の写し
(住宅を新築し、又は増改築する場合)施工業者が建設業法施行令第1条の2に定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業としているため建設業の許可を要しない場合は、住宅瑕疵担保履行法に定める住宅瑕疵担保責任の資力確保のための住宅瑕疵担保責任保険に加入していることを証する書類の写し
木材の出荷証明書又は地域材の購入が確認できる書類の写し
その他市長が必要と認める書類
(転入者加算金の対象となる者の場合)申請者の住民票
別表第3(第8条関係)
振込通帳(交付決定者名義)の表紙及び1ページ目の写し
その他市長が必要と認める書類
(転入者加算金の対象となる者の場合)交付決定者の住民票(入居後)

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第8条関係)

様式第6号(第10条関係)

様式第7号(第11条関係)